

医療費助成事業受託一覧(実施主体欄の*印については、新規受託後に対象者の拡大等を図った地方公共団体)

令和8年4月現在

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
岡山県	県内各市町村	心身障害者	80	1. 重度身体障害者 身体障害者手帳1級又は2級所持者 2. 重度知的障害者 (IQ35以下で日常生活に常時介護を必要とする程度の重度と判定された者) 3. 知的障害・身体障害合併障害者 (IQ36～50以内と判定され、かつ、身体障害者手帳3級所持の合併障害者) 4. 前1・2・3に該当する場合でも、65歳以上で新たに該当した者は対象外	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで		対象外	県内の医療機関等	平成18年10月診療分
岡山県		乳幼児	85	1. 県の基準 入院・入院外＝義務教育就学前までの乳幼児 2. 市町村 県の基準に上乘せ(市町村により異なる)	義務教育就学前までは、全市町村自己負担なし ただし、赤磐市の小学1年生～3年生までは、定率1割負担(1割部分が自己負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで)				
岡山県		ひとり親家庭	86	1. ひとり親家庭の親及び児童 2. 父母のない児童 3. 父母のない児童を養育している配偶者のない者	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで				
岡山県	奈義町(*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学校6年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成19年4月診療分
岡山県	総社市(*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、対象年齢を拡大 (就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学校6年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成20年4月診療分
岡山県	奈義町(*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成19年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年7月診療分
岡山県	新見市	子ども	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで(ただし、今回の対象年齢の拡大(中学校1年生～3年生)については、平成21年4月診療分に遡るため、平成21年4・5・6月診療分については償還払いにより助成)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年7月診療分
岡山県	赤磐市	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢の拡大 (小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生まで	義務教育就学前までは負担なし ただし、小学1年生～6年生までは、定率1割負担(1割部分が自己負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで)		対象外	県内の医療機関等	平成21年10月診療分
岡山県	真庭市(*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大 (小学6年生まで→中学3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学3年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成21年12月診療分
岡山県	赤磐市(*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成21年7月診療分から助成内容を変更している乳幼児医療について対象年齢を拡大し、患者負担額を変更 (年齢: 小学校6年生まで → 中学校3年生までに拡大) (負担額: 小学校1年生から6年生まで1割負担→なし) 中学校3年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成22年4月診療分
岡山県	玉野市 矢掛町(*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成22年4月診療分
岡山県	井原市(*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大 (小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入 院: 中学校3年生まで 入院外: 小学校3年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成22年4月診療分
岡山県	里庄町(*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (10歳未満まで→小学校6年生までに拡大) 小学校6年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成22年4月診療分
岡山県	鏡野町(*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大 (小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 中学校3年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	
岡山県	県内各市町村(*)	乳幼児 (県の基準)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、入院の対象年齢を拡大 (義務教育就学前まで→小学6年生までに拡大) 入 院: 小学6年生まで 入院外: 義務教育就学前までの乳幼児	なし		対象外	県内の医療機関等	

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
岡山県	津山市 早島町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大(就学前まで→中学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:就学前まで	なし	対象外	県内の医療機関等	平成22年10月診療分	
岡山県	笠岡市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校3年生まで					
岡山県	高梁市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大(小学校6年生まで→18歳までに拡大) 入院、入院外とも満18歳に達した以後の最初の3月31日まで ただし、婚姻している者、被保険者を除く。					
岡山県	備前市 瀬戸内市 西粟倉村 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大(就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入院:小学校6年生まで 入院外:就学前まで					
岡山県	浅口市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大(10歳未満まで→中学校3年生までに拡大) 入院、入院外とも中学校3年生まで					
岡山県	岡山市 (*)	心身障害者	80	*平成18年10月診療分から受託している心身障害者医療について、65歳以上の新規手帳取得者の年齢制限を撤廃	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	対象外	県内の医療機関等	平成22年10月診療分	
岡山県	岡山市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院の対象年齢を拡大(就学前まで→中学3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:就学前まで	なし	対象外	県内の医療機関等	平成23年4月診療分	
岡山県	倉敷市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について入院外の対象年齢を拡大(就学前まで→小学校6年生までに拡大) 入院・入院外ともに小学校6年生まで					
岡山県	井原市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで					
岡山県	早島町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について入院外の対象年齢を拡大(就学前まで→小学校3年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校3年生まで					
岡山県	吉備中央町 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について対象年齢を拡大(就学前まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで					
岡山県	津山市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について入院外の対象年齢を拡大し、患者負担額を変更(就学前まで→小学校3年生までに拡大、自己負担なし→小1~3年生は1割負担) 入院:中学校3年生まで(満15歳に達する日以降の最初の3月31日まで) 入院外:小学校3年生まで(満9歳に達する日以降の最初の3月31日まで)	なし	義務教育就学前までは負担なし ただし、小学1~3年生までは、1割負担(限度44,400円/月)	県内の医療機関等	平成23年7月診療分	
岡山県	瀬戸内市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(入院:小学校6年生まで→中学3年生までに拡大) (入院外:義務教育就学前まで→中学3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学3年生まで	なし	対象外	県内の医療機関等	平成23年10月診療分	
岡山県	津山市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成23年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	なし	義務教育就学前までは負担なし ただし、小学1~6年生までは、1割負担(限度44,400円/月)			
岡山県	早島町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→小学校6年生までに拡大) 入院:中学校3年生まで 入院外:小学校6年生まで	なし	対象外			
岡山県	里庄町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	なし	対象外	県内の医療機関等	平成24年4月診療分	

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
岡山県	西栗倉村(*)	子ども(県の事業の上乗せ分)	85	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(入院:小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大、入院外:就学前まで→中学校3年生までに拡大)入院・入院外ともに中学校3年生まで	なし				
岡山県	備前市(*)	子ども(県の事業の上乗せ分)	85	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院の対象年齢を拡大(小学6年生まで→中学3年生までに拡大)入院:中学3年生まで入院外:義務教育就学前まで	なし				
岡山県	奈義町(*)	子ども(県の事業の上乗せ分)	85	*平成20年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生まで→高校3年生までに拡大)入院・入院外ともに高校3年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成24年7月診療分
岡山県	備前市(*)	子ども(県の事業の上乗せ分)	85	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(義務教育就学前まで→中学3年生までに拡大)入院・入院外ともに中学3年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成24年10月診療分
岡山県	岡山市(*)	心身障害者	80	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した心身障害者医療について、身体障害者の手帳要件を拡大(1級又は2級所持者→1級、2級又は3級所持者)	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで		対象外	県内の医療機関等	平成24年10月診療分
岡山県	津山市(*)	子ども(県の事業の上乗せ分)	85	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大)入院・入院外ともに中学校3年生まで	なし	義務教育就学前までは負担なし ただし、小学生以上は1割負担(限度44,400円/月)	対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
岡山県	笠岡市(*)	子ども(県の事業の上乗せ分)	85	*平成22年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(小学校3年生まで→中学校3年生までに拡大)入院・入院外ともに中学校3年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
岡山県	早島町(*)	子ども(県の事業の上乗せ分)	85	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大)入院・入院外ともに中学校3年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成25年4月診療分
岡山県	県内各市町村(*)	心身障害者	80	*平成18年10月診療分から受託している心身障害者医療について、訪問看護を対象とする *対象者については、各市町村の対象者を参照	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで		対象外	県内の指定訪問看護ステーション	平成26年10月診療分
岡山県		子ども	85	*平成18年10月診療分から受託している子ども医療について、訪問看護を対象とする *対象者については、各市町村の対象者を参照	原則定率1割負担 ただし、津山市の小学生以上については自己負担1割(限度額44,400円/月)				
岡山県		ひとり親家庭	86	*平成18年10月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、訪問看護を対象とする *対象者については、各市町村の対象者を参照	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで				
岡山県	倉敷市(*)	子ども(県の事業の上乗せ分)	85	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について入院の対象年齢を拡大(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大)入院:中学校3年生まで入院外:小学校6年生まで	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年4月診療分
岡山県	和気町(*)	子ども(県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している子ども医療について対象年齢を拡大(中学校3年生まで→18歳までに拡大)入院・入院外ともに18歳まで(満18歳に達した以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年4月診療分
岡山県	吉備中央町(*)	子ども(県の事業の上乗せ分)	85	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について対象年齢を拡大(中学校3年生まで→18歳までに拡大)入院・入院外ともに18歳まで(満18歳に達した以後の最初の3月31日まで) ただし、婚姻している者(事実婚を含む)、被保険者を除く	なし		対象外	県内の医療機関等	平成27年4月診療分
岡山県	岡山市(*)	子ども(県の事業の上乗せ分)	85	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、患者負担額を変更(就学前まで→小学校6年生までに拡大)入院:中学校3年生まで入院外:小学校6年生まで	なし	義務教育就学前までは負担なし ただし、小学1年生～6年生までは、定率1割負担(1割部分が自己負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで)	対象外	県内の医療機関等	平成27年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
岡山県	矢掛町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳まで(満18歳に達した以後の最初の3月31日まで) ただし、婚姻している者(事実婚を含む)、被保険者を除く	なし		対象外	県内の医療機関等	平成28年 4月診療分
岡山県	新庄村 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳まで(満18歳に達した以後の最初の3月31日まで)					
岡山県	久米南町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成20年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳まで(満18歳に達した以後の最初の3月31日まで) ただし、婚姻している者(事実婚を含む)、被保険者を除く					
岡山県	備前市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳まで(満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年 1月診療分
岡山県	津山市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の自己負担額を変更(小学生以上1割負担→なし)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成29年 7月診療分
岡山県	勝央町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳まで(満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで)	なし		対象外	県内の医療機関等	平成30年 4月診療分
岡山県	美咲町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	平成18年10月診療分から受託している子ども医療について、対象年齢を拡大(中学3年生まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳まで(満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで) ただし、婚姻している者(事実婚を含む)、被保険者を除く					
岡山県	赤磐市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成21年12月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢及び患者負担額を変更(中学校3年生まで→18歳までに拡大) 入院・入院外ともに18歳まで(満18歳に達した日以後の最初の3月31日まで) ただし、婚姻している者(事実婚を含む)、被保険者を除く	中学校3年生までは負担なし ただし、高校生等は1割負担				
岡山県	総社市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	平成20年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(小学校6年生まで→中学校3年生までに拡大) 入院・入院外ともに中学校3年生まで	なし	小学生6年生までは負担なし ただし、中学1年生～3年生までは1割負担	対象外	県内の医療機関等	平成30年 7月診療分
岡山県	井原市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成23年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大(中学校3年生→18歳に達した日以後の最初の3月31日までに拡大) 18歳に達した日以後の最初の3月31日まで ・社会保険本人は除く ・所得税法上の扶養親族の要件に当てはまらない人は除く	なし		対象外	県内の医療機関等	平成31年 4月診療分
岡山県	岡山市 (*)	心身障害者	80	*平成24年10月診療分から助成内容を変更した心身障害者医療について、対象となる障害を拡大(精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療受給者証(精神通院)の両方を所持する者を追加)	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで また、精神障害を主因とする疾患による入院の場合は、入院起算日から1年を経過する日が属する月の末日までに限る	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	対象外	県内の医療機関等	令和元年 12月診療分
岡山県	鏡野町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大(中学校3年生まで→満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで) 満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで	なし		対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
岡山県	新見市 (*)	乳幼児 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成21年7月診療分から助成内容を変更した乳幼児医療について対象年齢を拡大 (中学校3年生まで→満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで) 満18歳に達した日以降の最初の3月31日まで *社会保険被保険者本人は除く。 *満15歳に達した日以降の最初の4月1日からの者の現物給付扱いは令和2年6月診療分から、償還給付扱いは令和2年4月診療分から	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和2年 4月診療分
岡山県	瀬戸内市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成23年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳まで) 入院・入院外ともに満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 4月診療分
岡山県	美作市 (*)	若年者 (県の事業の上乗せ分)	85	*平成18年10月診療分から受託している乳幼児医療について、制度名を変更し、対象年齢を拡大 (満15歳まで→満18歳までに拡大) ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和3年 7月診療分
岡山県	西栗倉村 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大) 満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者 (4月1日が誕生日の方は満17歳の最初の3月31日まで) ただし、婚姻している者、社会保険本人は除く	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 4月診療分
岡山県	里庄町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成24年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大) ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
岡山県	浅口市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大) ・満18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和4年 10月診療分
岡山県	総社市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成30年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院外 小学生まで→中学生までに拡大) ・満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 4月診療分
岡山県	真庭市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成21年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大) ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 6月診療分
岡山県	倉敷市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成27年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大 (入院外 小学生まで→中学生までに拡大) ・満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 7月診療分
岡山県	早島町 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成25年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大) ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・婚姻している者及び社会保険被保険者本人は除く	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 7月診療分
岡山県	岡山市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成28年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院の対象年齢を拡大 (中学校3年生まで→高校生等まで拡大) 入院:高校生等まで(高校生等とは、在学、婚姻の有無にかかわらず満18歳に達した日移行の最初の3月31日までの者) 入院外:小学校6年生まで	なし	義務教育就学前までは負担なし ただし、小学1年生～6年生までは、定率1割負担(1割部分が自己負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで)	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分
岡山県	玉野市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	*平成22年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 (入院・外来ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大) ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・婚姻している者、社会保険本人を含む	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和5年 10月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
岡山県	岡山市（*）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	<p>* 令和5年10月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、入院外の対象年齢を拡大し、患者負担額を変更 （入院外：小学校6年生まで→高校生等までに拡大） （入院外 小学生 自己負担1割→自己負担なし） ・満12歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者 （入院外 中学生 自己負担3割→自己負担1割） ・満15歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者 （入院外 高校生等 自己負担3割→自己負担1割） （中学生及び高校生等が小児慢性特定疾病・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）・指定難病の治療を受ける場合は、当該治療にかかる通院医療費の自己負担額が無料）</p> <p>・高校生等まで※ ※高校生等とは在学、婚姻の有無にかかわらず満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者</p>	なし	<p>小学生までは負担なし 中学生～高校生等までは、定率1割負担 （1割部分が自己負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで）</p> <p>※中学生及び高校生等の通院医療費の月額上限額は44,400円 ※中学生及び高校生等が小児慢性特定疾病・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）・指定難病の治療を受ける場合は、当該治療にかかる通院医療費の自己負担額が無料</p>	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
岡山県	岡山市（*）	心身障害者	80	<p>* 令和元年12月診療分から助成内容を変更した心身障害者医療について、入院外の患者負担額を変更 （中学生及び高校生等が小児慢性特定疾病・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）・指定難病の治療を受ける場合は、当該治療にかかる通院医療費の自己負担額が無料）</p> <p>1 重度身体障害者 身体障害者手帳1級、2級又は3級所持者 2 重度知的障害者 （IQ35以下で日常生活に常時介護を必要とする程度の重度と判定された者） 3 知的障害・身体障害合併障害者 （IQ36～50以内と判定され、かつ、身体障害者手帳3級所持の合併障害者） 4 精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療受給者証（精神通院）の両方を所持する者</p>	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	<p>原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで</p> <p>※中学生及び高校生等が小児慢性特定疾病・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）・指定難病の治療を受ける場合は、当該治療にかかる通院医療費の自己負担が無料</p>	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
岡山県	岡山市（*）	ひとり親家庭	86	<p>* 平成18年10月診療分から受託しているひとり親家庭医療について、入院外の患者負担額を変更 （中学生及び高校生等が小児慢性特定疾病・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）・指定難病の治療を受ける場合は、当該治療にかかる通院医療費の自己負担額が無料）</p> <p>1 ひとり親家庭の親及び児童 2 父母のない児童 3 父母のない児童を養育している配偶者のない者</p>	原則1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	<p>原則1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで</p> <p>※中学生及び高校生等が小児慢性特定疾病・自立支援医療（育成医療・更生医療・精神通院医療）・指定難病の治療を受ける場合は、当該治療にかかる通院医療費の自己負担額が無料</p>	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
岡山県	津山市（*）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	<p>* 平成29年7月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象年齢を拡大 （入院・入院外ともに中学3年生まで→満18歳までに拡大）</p> <p>入院・入院外ともに満18歳まで ・18歳までとは、18歳に達した日以降の最初の3月31日までを指す ・婚姻している者、社会保険本人も対象に含む</p>	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年1月診療分
岡山県	赤磐市（*）	子ども（県の事業の上乗せ分）	85	<p>* 平成30年4月診療分から助成内容を変更した子ども医療について、対象者を変更し、患者負担額を変更 （入院・外来ともに満18歳まで） ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者 ・「婚姻している者及び婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を除く」を削除 ・高校生等 1割負担→自己負担なし</p>	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和6年7月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
岡山県	県内各市町村(*)	障害者	80	<p>1. 県の基準</p> <p>①重度身体障害者 身体障害者手帳1級又は2級所持者</p> <p>②重度知的障害者 (おおむねIQ35以下で日常生活に常時介護を必要とする程度の重度と判定された者)</p> <p>③知的障害・身体障害合併障害者 (おおむねIQ36～50と判定され、かつ、身体障害者手帳3級所持の合併障害者)</p> <p>④精神障害者保健福祉手帳1級かつ自立支援医療(精神)受給者証所持者 上記①・②・③に該当する場合でも、65歳以上で新たに該当した者は対象としない 上記④に該当する場合でも、65歳以上で初めて精神障害者保健福祉手帳を取得した者は対象としない ④に該当する者の精神疾患による入院は、入院から3か月を経過する月の月末までが助成対象</p> <p>2. 市町村 県の基準に上乗せ(市町村により異なる)</p>	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	対象外	県内の医療機関等	令和7年7月診療分
岡山県	備前市(*)	障害者(県の事業の上乗せ分)	80	<p>・④の自立支援医療(精神)受給者証の所持は不要</p> <p>・④に該当する者の精神疾患による入院への期間制限なし</p>	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
岡山県	瀬戸内市(*)	障害者(県の事業の上乗せ分)	80	<p>・身体障害者手帳3級所持者</p> <p>・療育手帳B所持者</p>	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
岡山県	美作市(*)	障害者(県の事業の上乗せ分)	80	<p>・④に該当する者の精神疾患による入院への期間制限なし</p>	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
岡山県	和気町(*)	障害者(県の事業の上乗せ分)	80	<p>・療育手帳B所持者</p> <p>・④に該当する者の精神疾患による入院への期間制限なし</p>	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
岡山県	奈義町(*)	障害者(県の事業の上乗せ分)	80	<p>・身体障害者手帳3級所持者</p>	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
岡山県	美咲町(*)	障害者(県の事業の上乗せ分)	80	<p>・④に該当する者の精神疾患による入院への期間制限なし</p>	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分
岡山県	赤磐市(*)	障害者(県の事業の上乗せ分)	80	<p>・身体障害者手帳3級所持者</p> <p>・療育手帳B所持者</p> <p>・④の自立支援医療(精神)受給者証の所持は不要</p> <p>・④に該当する者の精神疾患による入院への期間制限なし</p>	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	原則定率1割負担 ただし、1割部分が一部負担限度額を超えたときは、一部負担限度額まで	対象外	県内の医療機関等	令和7年4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。

都道府県	実施主体	区分	法別	対象者	自己負担		食事療養費	対象医療機関等	受託開始年月
					入院	入院外			
岡山県	笠岡市 (*)	子ども (県の事業の上乗せ分)	85	<ul style="list-style-type: none"> ・満18歳に達した日以降の最初の3月31日までの間にある者 (入院外: 中学3年生まで、入院: 18歳まで(中学校卒業後は償還のみ)→満18歳までに現物給付を拡大) ・婚姻している者、社会保険に本人として加入している者は対象外 	なし	なし	対象外	県内の医療機関等	令和8年 4月診療分

注 地方公共団体の要望を受けて、受託年月以前分の医療費助成事業に係る審査支払事務を行う場合があります。